

幼児教育・保育の無償化について

対象者とその範囲

● 幼稚園、保育所(園)、認定こども園等を利用する場合

(保育所(園)、認定こども園(保育認定)、地域型保育施設、幼稚園・認定こども園(教育認定))

手続き 不要 です

	全国一律の制度	草津市の独自施策
3～5歳児	保育料が無償化されます	令和8年9月より、給食費について、一定の基準(上限額)を設け、負担軽減を実施します。
0～2歳児	住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。	第3子以降の保育料を「所得制限・年齢制限なし」で無償化していきます。

● 認可外保育施設等を利用する場合

(認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター)

ご利用前に手続きが 必要 です

【3～5歳児】「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、給付限度額の月額37,000円までが無償化されます。

(令和8年10月以降、月額40,300円予定)

【0～2歳児】「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、住民税非課税世帯のみ、給付限度額の月額42,000円まで無償化されます。

(令和8年10月以降、月額45,700円予定)

● 私学助成のある私立幼稚園を利用する場合

(草津市内の場合は、光泉カトリック幼稚園)

入園前に手続きが 必要 です

【3～5歳児】給付限度額の月額25,700円まで無償化されます。

(令和8年10月以降、月額28,000円予定)

● 幼稚園、認定こども園(教育認定)の

預かり保育を利用する場合

ご利用前に手続きが 必要 です

「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、預かり保育の利用日数に応じて給付限度額の月額11,300円までが無償化されます。(令和8年10月以降、月額12,300円予定)

「保育の必要性の認定」とは？

保護者すべてにいずれかの要件が認められる場合に、申請に基づき市が認定します。

- 就労(月60時間以上)
- 妊娠・出産
- 疾病・障害
- 同居親族の介護・看護
- 災害復旧の従事
- 求職活動・起業準備
- 就学
- 虐待やDVのおそれ
- 育児休業(取得時に保育利用している場合)
- その他市が認める場合

注意事項

- ・ 利用する施設によっては、給付限度額があるため、保育料のすべてが無償とならない場合があります。無償化の内容もそれぞれ異なりますので、よく確認してください。
- ・ 利用される施設やサービスによって、提出書類や申請手続きが異なります。なお、利用される施設やサービスによっては、ご利用される前に手続きが必要な場合があります。ご利用後にお手続きされた場合、お手続き前にご利用された料金は無償化の対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 保育料以外の費用(教材費、行事費など)は原則無償化の対象にはなりません。

問合せ 幼児課 (TEL)561-2365 (mail) yoji@city.kusatsu.lg.jp

